

31 高環共第 49 号  
平成 31 年 4 月 15 日

オリックス株式会社  
代表執行役 井上 亮 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称)大藤風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する  
知事意見について

このことについて、発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階環境配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年通商産業省令第 54 号)第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

## 記

本事業は、オリックス株式会社が、高知県四万十市及び高岡郡四万十町の行政境界付近において、最大で総出力 147,000 kW の風力発電所を設置するものです。風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものでありますが、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、本県を代表する自然環境を有する四万十川流域にあることから、自然環境や文化的景観、また生態系への影響について十分に配慮する必要があります。

本事業計画の検討に当たっては、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」(以下「四万十川条例」という。)の趣旨を参考に、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行ってください。特に、次の各論に示す事項について、方法書以降の図書において適切かつ具体的に示すように求めます。

### 1 総括的事項

#### (1) 関係地域内の住民や団体等との調整

本事業について、早期に地域住民等に対して説明をする機会を設けるとともに、フォトモニタージュを活用するなど分かりやすく丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めること。また、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検討すること。

## (2) 道路の整備について

風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等について、崩落等の危険について調査、予測及び評価を行い、その危険の回避に努めること。

また、景観への影響及び濁水流出等の影響に対する適切な調査、予測及び評価を行い、影響の回避又は低減に努めること。

## (3) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## (5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び低周波音

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の住居や施設からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、風力発電施設の稼働に伴い発生する風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置及び住居や施設の位置や標高に留意し、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境

事業実施想定区域は、一級河川の四万十川流域であり、工事中及び風力発電施設設置後における、水質・水量の変化などの水環境への影響が懸念される。このため、河川や沢筋または地下水等への影響について適切に調査、予

測及び評価を行い、水環境への影響の回避又は低減に努めること。

また、事業実施想定区域内及びその周辺に簡易水道の水道用水や農業用水及び水源かん養保安林が存在しており、工事の実施に当たっては、土地の形質の変更や森林伐採を行う面積の最小化、土工量の抑制、雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置等による濁水の抑制などの環境保全措置を講じ、水環境への影響を回避又は極力低減するとともに、流末河川への雨水の流入量に変化が生じないように配慮すること。予測及び評価に当たっては、環境基本法及び四万十川条例の清流基準を踏まえること。

#### (4) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、サシバやハチクマの渡り等が確認されているほか、国指定の特別天然記念物であるコウノトリやオオサンショウウオ、国指定の天然記念物のヤマネ、県指定の天然記念物であり県鳥でもあるヤイロチョウの営巣地も確認されている。工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い、こうした野生動物の生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念されるため、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた更なる適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

イ ヤイロチョウは、四万十町内で営巣していることが確認されており、営巣及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、十分に調査し、影響の回避又は低減に努めること。

ウ サシバ等についても事業実施想定区域及びその周辺が、主要な渡り経路となっていることから、十分に調査し、影響の回避又は低減に努めること。

エ クマタカは、事業実施想定区域及びその周辺に広く生息している可能性があるため、十分に調査し、影響の回避又は低減に努めること。

オ 国指定の特別天然記念物であるコウノトリやオオサンショウウオ、そのほか国指定の天然記念物であるヤマネといった種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

#### (5) 植物

事業実施想定区域の西部において、特定植物群落である市ノ又の暖温带林が近接している。貴重な自然林であり、保全していくことが重要なことから、工事の実施や風力発電施設の配置の検討に当たっては、当該温带林への影響について十分に調査し、その影響の回避又は低減に努めること。

また、絶滅危惧種などの希少な種が確認された場合は、それらの種への影響を回避又は極力低減するとともに、特定国内希少野生動植物であるホシザキカンアオイや県指定希少野生動植物であるデンジソウなどの指定種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

## (6) 景観

事業実施想定区域の周辺では、主要な眺望点として轟公園（石の風車）等が存在しており、本事業の実施により、これらの眺望点からの景観に対する影響が懸念されるほか、事業実施想定区域及びその周辺が四万十町の文化財保護法（文化庁所管）の重要文化的景観に選定されている地域であり、特に景観に対する配慮が重要となっている。このため、風力発電施設及び附帯する道路の配置の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び四万十川からの眺望、利用状況等を把握した上で、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するように配慮すること。

また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

## (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域の周辺に四万十川流域を代表する景観資源である沈下橋が存在しており、景観変化等による影響が懸念されることから、今後、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について調査及び評価し、その結果を踏まえ、影響の回避または低減に努めること。

また、環境保全措置の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

## (8) その他

風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等については、その工事中及び風力発電施設設置後の景観への影響について調査を行い、影響がある場合には回避または低減に努めること。

また、事業実施想定区域及びその周辺に砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、工事等の際は、崩落することが無いよう調査するとともに、工事等による濁水や土砂の流出についても調査し、影響の回避又は低減に努めること。